

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.11.1）	全般	屋外図面について、以下の修正を行いました。 ・防潮堤高さ変更に伴う、形状変更 ・茶津入構トンネル形状変更 ・3号炉取水ピットスクリーン室防水壁形状変更 ・アクセスルートトンネルの10m坑口部分を設計進捗により、約2m縮小しました。 ・アクセスルートトンネル21m坑口付近の道路線形修正	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.10.1）	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.11.1）	全般	・サブルートの変更 防潮堤を越える箇所のサブルートの位置について、止水目地の位置を避けた位置に変更しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.10.1）	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.11.1）	全般	先行審査実績を踏まえ、以下のとおり用語を修正しました。（下線部参照） （旧）地下構造物 （新）地中埋設構造物	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.10.1）	全般	同上 女川と島根と表現が異なる場合は、必要により相違理由欄に「記載表現の相違」の記載を追加しました。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.11.1）	全般	以下のとおり、用語を適正化しました。（下線部参照） （旧）H型鋼 （新）H形鋼	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	全般	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	目次	目次のページ数を修正しました。(下線部参照) (旧) 6. 屋外のアクセスルートの評価1.0.2-73 7. 屋内のアクセスルートの評価1.0.2-157 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集1.0.2-253 (新) 6. 屋外のアクセスルートの評価1.0.2-77 7. 屋内のアクセスルートの評価1.0.2-162 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集1.0.2-259	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	目次, 別紙(37)	別紙(37)について追而を解消し, 資料名称を修正しました。(下線部参照) (旧) (37) 地滑りによる影響評価について (新) (37) 地滑り, 土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-4, 別紙(37)	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	目次	資料名称を修正しました。(下線部参照) (旧) (25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について (新) (25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの <u>主要な</u> 変更点について	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-6	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-6, 35	第3-1, 4図について, 「海水取水箇所(3号炉取水ピットスクリーン室)」の注釈を追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-14, 50	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-32	以下の記載について、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) ②基準地震動による被害(周辺構造物の損壊(建物, 鉄塔, 構造物)・・・ (新) ②基準地震動による被害(周辺構造物の損壊(建屋, 鉄塔, 構造物)・・・	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-47	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-36, 78	以下の記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 【ルート距離(保管場所～3号取水ピットスクリーン室)】 (新) 【ルート距離(保管場所～3号炉取水ピットスクリーン室)】	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-51, 117	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-37, 79	以下の記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 【ルート距離(3号取水ピットスクリーン室～建屋入口)】 (新) 【ルート距離(3号炉取水ピットスクリーン室～建屋入口)】	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-52, 118	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-44	緊急時対策所近傍に燃料タンク (SA) を設置したことに伴い、アクセスルート (車両・要員) の距離が延長になったことから、除雪時間を変更しました。(下線部参照) (旧) また、ホイールローダにより最大135分で除雪が可能である。 (新) また、ホイールローダにより最大139分で除雪が可能である。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-61	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-46	地滑り影響評価結果を反映しました。(第4-1表のうち、地滑り影響評価に関する追而箇所を解除しました。)	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-62	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-47	除灰時間に係る評価を反映しました。(第4-1表のうち、降灰除去時間に関する追而箇所を解除しました。) また、除灰時間は、今後の地震津波側審査の進捗により、変更となり得るため下記のとおり記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ・また、ホイールローダにより最大384分で除灰が可能である。 (新) ・また、ホイールローダにより最大384分で除灰が可能である(※)。 <u>※：除灰時間について、第6条(外部からの衝撃による損傷の防止(火山))における降下火砕物の層厚20cmを基に算出している。今後の地震津波側審査の進捗により、層厚及び除灰時間が変更となる場合がある。</u>	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-63	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-49	人為事象のダムの崩壊の記載について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、 (新) これらの事象のうち、ダムの崩壊は敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-66	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-50	第5-1表について、記載を適正化しました。 (旧) ・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能 ・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊・通行不能 (新) ・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能 ・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-84	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-52	保管場所への影響のうち、②周辺タンク等の損壊の評価結果について、修正を行いました。 第5-2表の1号炉西側31mエリアを「該当なし」から「影響なし」とし、評価結果に以下の記載を追記しました。 ・保管場所の周辺タンク等の損壊による影響については、地震に伴う溢水や地震に伴う火災、薬品漏えいによる影響がないことから損壊による影響はない。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-85, 86	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-53, 54	第5-3表について、以下の対象設備は保管場所の周辺構造物には該当しないことから、評価対象から削除しました。また、第5-1図に反映しました。 ・66kV泊支線No.7鉄塔	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-87, 88	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-53	第5-3表について、固体廃棄物貯蔵庫は上位クラスへの波及的影響評価を行う施設としたことから、評価結果を「基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない」に変更しました。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-87	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-53	第5-3表について、展望台及び固体廃棄物運搬車車庫を撤去する方針にしたことにより、対象設備から削除しました。	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-87	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-53, 54	第5-3表及び第5-1図について、T.P.10m盤集水榭を保管場所に設定しなくなったことから、対象設備から防潮堤を削除しました。(審査会合における指摘事項への対応)	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-87, 88	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-54	第5-1図について、以下のとおり記載の適正化を図りました。 ・ 固体廃棄物運搬車車庫を削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-88	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-54	第5-1図について、図に示している構造物の対象が明確となるよう以下の注釈を追加しました。 ※：保管場所周辺の構造物を示している。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-88	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-60～62	追而としていた相対密度の調査位置，調査結果及び沈下率について，第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-101～103	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-64	第5-8図について，地質断面図中の用語を適正化しました。（下線部参照） （旧）51m倉庫車庫，51m倉庫車庫エリア （新）51m倉庫・車庫，51m倉庫・車庫エリア	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-105	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-65	第5-11図について、地質断面図中の用語を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1・2号炉北側31mエリア (新) <u>1</u> 、 <u>2</u> 号炉北側31mエリア	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-106	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-70～75	追而としていた保管場所の支持力評価について、評価結果を反映しました。	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-111～114	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-77	以下の記載を適正化し、資料内で表現を統一しました。(下線部参照) (旧) 第6-1図及び6-2図 (新) 第6-1図、 <u>第6-2図</u>	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-116	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-80	第6-3図について、「海水取水箇所(3号炉取水ビットスクリーン室)」の注釈を追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-121	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-82	<p>原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋の耐震評価方針の明確化に伴い、以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照)</p> <p>—(旧)— 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、—(中略)— —(新)— 周辺構造物^{※1}の損壊に対する影響評価について、—(中略)— 周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、基準地震動に より落橋しない設計^{※3}とすることで、アクセスルート(要員)として、要員の通行 が可能であること及び人力作業により可搬型ホース又はケーブルの敷設が可能であ ることを確認する。 ※1：原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※3：構造部材の発生応力度及び支承のせん断ひずみがそれぞれ許容値を超えない こと</p> <p>原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋について、4条で波及的影響評価とする整理としたことから以下の記載適正化を図りました。 ・「※1」及び「※3」並びに「周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、(中略)」の記載を削除しました。 ・「(a)評価方法」において、倒壊に加えて落橋に至らないことを確認する旨を追記しました。</p>	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-123	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-82	以下の記載に関して、他条文との整合を図り適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 上記以外の構造物については、～ (新) 上記以外の周辺構造物については、～	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-123	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-83	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) —(旧)— また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。 —(新)— また、 <u>周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。 棧橋の評価結果については詳細設計段階で示すことと整理したことから記載の適正化を図りました。(下線部参照) —(旧) また、 <u>周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。 —(新) また、 <u>周辺構造物の倒壊及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。 8月末一括提出時点から以下とおり修正し、女川と同様の記載としました。 (旧) また、 <u>周辺構造物の倒壊及び外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。 (新) また、 <u>外装材の影響</u> に対する評価結果を別紙(10)に示す。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-124	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-84	「第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容」について、棧橋の被害想定、影響表結果の記載内容を見直しました。	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-126	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-84, 85	第6-2表について以下を修正しました。 ・No.9アーケードは損壊してもアクセスルートに影響のないように減築するため対象設備から削除。 ・展望台撤去に伴い、対象設備から削除。 ・3号炉海水淡水化設備建屋は、波及的影響評価対象のため、(1/2)へ移動しました。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-126, 127	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-85	第6-2表(2/2)について、道路拡幅、保管エリアの範囲見直し及び誤記訂正により、周辺構造物の損壊後のアクセスルート幅員を修正しました。 ・3号炉補助ボイラー燃料タンク（道路拡幅） （旧）4.5m （新）11.5m ・放射性廃棄物処理建屋（保管エリアの範囲見直し） （旧）3.8m （新）4.2m ・放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫（保管エリアの範囲見直し） （旧）4.4m （新）5.8m ・2号炉変圧器ヤード遮風壁（誤記訂正） （旧）7.4m （新）7.1m	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-127	同上	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-86	第6-4図について、以下の構造物を損壊検討構造物から削除しました。 ・「No.9アーケード」 ・「3号炉海水淡水化設備建屋」	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-127	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-84	第6-2表について、以下の対象設備を追加し、適正化しました。 ・3号炉放水ピット	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-126	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-89, 90	第6-3表及び第6-4表から「可搬型設備【T. P. 10m盤集水桝】」の記載を削除しました。	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-132	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-91	第6-7図について、薬品関係設備に以下の設備を追加しました。 ・ 総合管理事務所排水処理装置上屋 ・ 機械室上屋-1	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-133	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-92	第6-5表について、燃料タンク (SA) を追加しました。	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-134	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-92~94	第6-5表について、被害想定欄の記載を内容物と整合するよう適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-134～136	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-97～109	第6-6表について、3号炉海水淡水化設備建屋を波及的影響評価を実施する方針に変更したため、薬品関係の影響評価については、耐震Sクラス、波及的影響評価及び耐震評価を実施する建屋内にある対象設備は影響評価を不要と整理していることから対象設備から削除しました。	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-143～155	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-105, 106	第6-6表について、運用停止予定であった総合管理事務所排水処理装置について、継続して使用する可能性があることからリストに追加しました。	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-151, 152	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-107～109	機械室上屋-1の新設に伴い、影響評価を実施しました。これに伴い、表の数を10→13に変更しています。	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-153～155	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-108	第6-6表について、100%メタノールは可燃性（引火性）であることから以下の記載の適正化を図りました。（下線部参照） （旧）※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。 （新）※：100%メタノールは可燃性（引火性）ではあるが、54%メタノールは水溶液であり消防法に定める危険物には該当しない。	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-154	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-112, 114	追而としていた敷地浸水深の評価結果について、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を反映しました。	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-158, 161, 162	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-111	以下の記載を適正化しました。 （旧）敷地内に広がった溢水は構内排水設備からの流出や地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。 （新）敷地内に広がった溢水は構内排水設備からの流出や地盤への浸透は考慮せず敷地全体に均一に広がるものとする。	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-157	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-127	第6-19図について、アクセスルート線形変更に伴い、段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考																																																																																										
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-178	同上																																																																																											
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-129~132	追而としていた沈下量算出結果及び防潮堤の構造について、第5条「耐津波設計方針」及び第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を踏まえ、算出結果を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。																																																																																											
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-183~185	同上																																																																																											
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-129, 148	第6-13表及び第6-15表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>構造物下端</th> <th>構造物高</th> <th>相対沈下量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.80</u></td><td><u>3.00</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>29.02</u></td><td><u>0.70</u></td><td>0.02</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>2.05</u></td><td><u>4.85</u></td><td>0.09</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>3.60</u></td><td><u>3.55</u></td><td><u>0.07</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>28.70</u></td><td><u>1.00</u></td><td><u>0.02</u></td></tr> </tbody> </table> (新) <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>構造物下端</th> <th>構造物高</th> <th>相対沈下量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>3.78</u></td><td><u>3.04</u></td><td>0.06</td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>28.87</u></td><td><u>1.00</u></td><td>0.02</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>2.15</u></td><td><u>4.75</u></td><td>0.09</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>3.70</u></td><td><u>3.45</u></td><td><u>0.06</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>28.88</u></td><td><u>1.58</u></td><td><u>0.03</u></td></tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量	12	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	13	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	15	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	16	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06	24	管理道路排水接続管	<u>29.02</u>	<u>0.70</u>	0.02	37	連絡配管ダクトA	<u>2.05</u>	<u>4.85</u>	0.09	38	連絡配管ダクトB	<u>3.60</u>	<u>3.55</u>	<u>0.07</u>	44	管理道路排水	<u>28.70</u>	<u>1.00</u>	<u>0.02</u>	通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量	12	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	13	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	15	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	16	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06	24	管理道路排水接続管	<u>28.87</u>	<u>1.00</u>	0.02	37	連絡配管ダクトA	<u>2.15</u>	<u>4.75</u>	0.09	38	連絡配管ダクトB	<u>3.70</u>	<u>3.45</u>	<u>0.06</u>	44	管理道路排水	<u>28.88</u>	<u>1.58</u>	<u>0.03</u>	
通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量																																																																																										
12	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
13	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
15	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
16	2号炉循環水管	<u>3.80</u>	<u>3.00</u>	0.06																																																																																										
24	管理道路排水接続管	<u>29.02</u>	<u>0.70</u>	0.02																																																																																										
37	連絡配管ダクトA	<u>2.05</u>	<u>4.85</u>	0.09																																																																																										
38	連絡配管ダクトB	<u>3.60</u>	<u>3.55</u>	<u>0.07</u>																																																																																										
44	管理道路排水	<u>28.70</u>	<u>1.00</u>	<u>0.02</u>																																																																																										
通し番号	名称	構造物下端	構造物高	相対沈下量																																																																																										
12	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
13	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
15	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
16	2号炉循環水管	<u>3.78</u>	<u>3.04</u>	0.06																																																																																										
24	管理道路排水接続管	<u>28.87</u>	<u>1.00</u>	0.02																																																																																										
37	連絡配管ダクトA	<u>2.15</u>	<u>4.75</u>	0.09																																																																																										
38	連絡配管ダクトB	<u>3.70</u>	<u>3.45</u>	<u>0.06</u>																																																																																										
44	管理道路排水	<u>28.88</u>	<u>1.58</u>	<u>0.03</u>																																																																																										
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-183, 211	同上																																																																																											

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-129, 148	第6-13表及び第6-15表について、アクセスルート線形変更に伴い、段差発生評価箇所、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。また、以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 通し番号: 2 名称: 3号炉放水路 相対沈下量: <u>0.11</u> 通し番号: 3 名称: 1号炉放水路 構造物下端: <u>0.37</u> 通し番号: 7 名称: 1号炉OFケーブルダクト 構造物下端: <u>5.93</u> 通し番号: 37 名称: 連絡配管ダクトA 構造物高: <u>4.75</u> 通し番号: 40 名称: 3f道路排水 路面高: <u>9.85</u> 地下水位: <u>9.85</u> (新) 通し番号: 2 名称: 3号炉放水路 相対沈下量: <u>0.12</u> 通し番号: 3 名称: 1号炉放水路 構造物下端: <u>0.85</u> 通し番号: 7 名称: 1号炉OFケーブルダクト 構造物下端: <u>5.91</u> 通し番号: 37 名称: 連絡配管ダクトA 構造物高: <u>4.80</u> 通し番号: 40 名称: 3f道路排水 路面高: <u>10.00</u> 地下水位: <u>10.00</u>	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-183, 211	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-134, 137	追前としていた沈下率について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を反映しました。	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-193, 199	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-135	第6-24図について、アクセスルート線形変更に伴い、抽出結果の見直しを反映しました。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-197	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-135	追而としていた第6-25図について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-197	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-137	検討に用いる基準地震動についての記載を追加しました。	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-199	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-138～142	以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) A-A' エリア B-B' エリア C-C' エリア ①地点 ②地点 (新) Aエリア 又は A-A' 断面 Bエリア Cエリア ①-①' 地点 ②-②' 地点 また、Aエリアの①-①' 地点及び②-②' 地点について、Bエリア①-①' 地点との混同を避けるため、②-②' 地点及び③-③' 地点へ名称を改めました。	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-201～203	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-140	追而としていた最大傾斜量の評価結果について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-202	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-140, 141	第6-33図及び第6-34図について、防潮堤の構造を適正化しました。	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-202, 203	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-141	以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) A-A' エリアの地質縦断面図を第6-34 図、検討断面位置図を第6-35 図に示す。A-A' エリアにおいて、①地点と②地点が埋戻土層が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きいものと想定される。このうち、②地点については、第6-35 図に示すとおり山側に耐震性を有する構造物があることから、側方流動は抑制されることが想定される。①地点及び②地点の断面図を第6-36 図に示す。以上より、側方流動の影響検討断面として①地点を選定し、詳細に検討する。 (新) A-A' 断面の地質縦断面図を第6-34図、検討断面位置図を第6-35図、②-②' 地点及び③-③' 地点の断面図を第6-36図に示す。Aエリアにおいて、②-②' 地点と③-③' 地点の埋戻土層が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きいものと想定される。ただし、③-③' 地点については、第6-35図及び第6-36図に示すとおり山側に耐震性を有する構造物があることから、側方流動は抑制されることが想定される。以上より、側方流動の影響検討断面として②-②' 地点を選定し、詳細に検討する。	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-203	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-142	第6-36図について、以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 3号炉放水ピット流路縮小工 (新) 3号炉放水ピット及び3号炉放水ピット流路縮小工	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-203	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-143, 144	第6-37図及び第6-38図について、アクセスルートの幅を適正化しました。 また、第6-38図について、以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 置換コンクリート (新) 下部コンクリート	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-205, 206	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-144	検討に用いる基準地震動についての記載を追加しました。	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0. 2-206	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0. 2-144	追問としていた液化化パラメータについて、第4条「地盤の液化化影響評価」の審査状況を反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-206	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-145	追而としていた評価結果について、基準地震動及び第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ反映しました。	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-207	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-146	以下のとおり、用語を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>地下構造物</u> (新) <u>地中埋設構造物等</u>	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-209	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-148	第6-15表のうち追而としていた防潮堤の構造について、第5条「防潮堤の構造成立性」の審査状況を反映しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-211	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考																																																																																																				
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-149	<p>第6-16表について、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力</th> <th>浮き上がり 抵抗力</th> <th>浮き上がり 評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>364.8</u></td><td><u>200.0</u></td><td><u>1.82</u></td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>364.8</u></td><td><u>200.0</u></td><td><u>1.82</u></td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>364.8</u></td><td><u>200.0</u></td><td><u>1.82</u></td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>364.8</u></td><td><u>200.0</u></td><td><u>1.82</u></td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>38.8</u></td><td><u>41.6</u></td><td><u>0.93</u></td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>354.7</u></td><td><u>555.9</u></td><td><u>0.64</u></td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>185.1</u></td><td><u>306.2</u></td><td><u>0.60</u></td></tr> <tr><td>43</td><td>3n道路排水</td><td><u>7.6</u></td><td><u>6.0</u></td><td><u>1.27</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>62.0</u></td><td><u>70.3</u></td><td><u>0.88</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(新)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力</th> <th>浮き上がり 抵抗力</th> <th>浮き上がり 評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>370.8</u></td><td><u>201.4</u></td><td><u>1.84</u></td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>370.8</u></td><td><u>201.4</u></td><td><u>1.84</u></td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>370.8</u></td><td><u>201.4</u></td><td><u>1.84</u></td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td><u>370.8</u></td><td><u>201.4</u></td><td><u>1.84</u></td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td><u>20.9</u></td><td><u>38.7</u></td><td><u>0.54</u></td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td><u>365.7</u></td><td><u>574.2</u></td><td><u>0.64</u></td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td><u>194.6</u></td><td><u>322.4</u></td><td><u>0.60</u></td></tr> <tr><td>43</td><td>3n道路排水</td><td><u>7.8</u></td><td><u>6.2</u></td><td><u>1.26</u></td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td><u>28.2</u></td><td><u>46.7</u></td><td><u>0.60</u></td></tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値	12	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>	13	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>	15	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>	16	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>	24	管理道路排水接続管	<u>38.8</u>	<u>41.6</u>	<u>0.93</u>	37	連絡配管ダクトA	<u>354.7</u>	<u>555.9</u>	<u>0.64</u>	38	連絡配管ダクトB	<u>185.1</u>	<u>306.2</u>	<u>0.60</u>	43	3n道路排水	<u>7.6</u>	<u>6.0</u>	<u>1.27</u>	44	管理道路排水	<u>62.0</u>	<u>70.3</u>	<u>0.88</u>	通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値	12	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>	13	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>	15	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>	16	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>	24	管理道路排水接続管	<u>20.9</u>	<u>38.7</u>	<u>0.54</u>	37	連絡配管ダクトA	<u>365.7</u>	<u>574.2</u>	<u>0.64</u>	38	連絡配管ダクトB	<u>194.6</u>	<u>322.4</u>	<u>0.60</u>	43	3n道路排水	<u>7.8</u>	<u>6.2</u>	<u>1.26</u>	44	管理道路排水	<u>28.2</u>	<u>46.7</u>	<u>0.60</u>	
通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値																																																																																																				
12	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>																																																																																																				
13	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>																																																																																																				
15	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>																																																																																																				
16	2号炉循環水管	<u>364.8</u>	<u>200.0</u>	<u>1.82</u>																																																																																																				
24	管理道路排水接続管	<u>38.8</u>	<u>41.6</u>	<u>0.93</u>																																																																																																				
37	連絡配管ダクトA	<u>354.7</u>	<u>555.9</u>	<u>0.64</u>																																																																																																				
38	連絡配管ダクトB	<u>185.1</u>	<u>306.2</u>	<u>0.60</u>																																																																																																				
43	3n道路排水	<u>7.6</u>	<u>6.0</u>	<u>1.27</u>																																																																																																				
44	管理道路排水	<u>62.0</u>	<u>70.3</u>	<u>0.88</u>																																																																																																				
通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値																																																																																																				
12	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>																																																																																																				
13	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>																																																																																																				
15	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>																																																																																																				
16	2号炉循環水管	<u>370.8</u>	<u>201.4</u>	<u>1.84</u>																																																																																																				
24	管理道路排水接続管	<u>20.9</u>	<u>38.7</u>	<u>0.54</u>																																																																																																				
37	連絡配管ダクトA	<u>365.7</u>	<u>574.2</u>	<u>0.64</u>																																																																																																				
38	連絡配管ダクトB	<u>194.6</u>	<u>322.4</u>	<u>0.60</u>																																																																																																				
43	3n道路排水	<u>7.8</u>	<u>6.2</u>	<u>1.26</u>																																																																																																				
44	管理道路排水	<u>28.2</u>	<u>46.7</u>	<u>0.60</u>																																																																																																				
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-212	同上																																																																																																					

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考																																																																						
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-149	第6-16表について、アクセスルート線形変更に伴い、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。 また、以下のとおり記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力</th> <th>浮き上がり 抵抗力</th> <th>浮き上がり 評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>1号炉放水路</td> <td><u>1,926.2</u></td> <td><u>1,477.7</u></td> <td><u>1.30</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>貯油槽トレンチ</td> <td>33.3</td> <td><u>54.9</u></td> <td><u>0.61</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1号炉OFケーブルダクト</td> <td><u>223.5</u></td> <td><u>149.3</u></td> <td><u>1.50</u></td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>CVケーブルダクト</td> <td>378.5</td> <td><u>413.4</u></td> <td><u>0.92</u></td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>連絡配管ダクトA</td> <td>365.7</td> <td><u>574.2</u></td> <td><u>0.64</u></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>電路カルバート</td> <td>365.7</td> <td><u>543.8</u></td> <td><u>0.67</u></td> </tr> </tbody> </table> (新) <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力</th> <th>浮き上がり 抵抗力</th> <th>浮き上がり 評価照査値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>1号炉放水路</td> <td><u>1,830.1</u></td> <td><u>1,381.4</u></td> <td><u>1.32</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>貯油槽トレンチ</td> <td>33.3</td> <td><u>54.0</u></td> <td><u>0.62</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1号炉OFケーブルダクト</td> <td><u>224.5</u></td> <td><u>150.2</u></td> <td><u>1.49</u></td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>CVケーブルダクト</td> <td>378.5</td> <td><u>386.9</u></td> <td><u>0.98</u></td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>連絡配管ダクトA</td> <td>365.7</td> <td><u>568.8</u></td> <td><u>0.64</u></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>電路カルバート</td> <td>365.7</td> <td><u>553.5</u></td> <td><u>0.66</u></td> </tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値	3	1号炉放水路	<u>1,926.2</u>	<u>1,477.7</u>	<u>1.30</u>	6	貯油槽トレンチ	33.3	<u>54.9</u>	<u>0.61</u>	7	1号炉OFケーブルダクト	<u>223.5</u>	<u>149.3</u>	<u>1.50</u>	32	CVケーブルダクト	378.5	<u>413.4</u>	<u>0.92</u>	37	連絡配管ダクトA	365.7	<u>574.2</u>	<u>0.64</u>	54	電路カルバート	365.7	<u>543.8</u>	<u>0.67</u>	通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値	3	1号炉放水路	<u>1,830.1</u>	<u>1,381.4</u>	<u>1.32</u>	6	貯油槽トレンチ	33.3	<u>54.0</u>	<u>0.62</u>	7	1号炉OFケーブルダクト	<u>224.5</u>	<u>150.2</u>	<u>1.49</u>	32	CVケーブルダクト	378.5	<u>386.9</u>	<u>0.98</u>	37	連絡配管ダクトA	365.7	<u>568.8</u>	<u>0.64</u>	54	電路カルバート	365.7	<u>553.5</u>	<u>0.66</u>	
通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値																																																																						
3	1号炉放水路	<u>1,926.2</u>	<u>1,477.7</u>	<u>1.30</u>																																																																						
6	貯油槽トレンチ	33.3	<u>54.9</u>	<u>0.61</u>																																																																						
7	1号炉OFケーブルダクト	<u>223.5</u>	<u>149.3</u>	<u>1.50</u>																																																																						
32	CVケーブルダクト	378.5	<u>413.4</u>	<u>0.92</u>																																																																						
37	連絡配管ダクトA	365.7	<u>574.2</u>	<u>0.64</u>																																																																						
54	電路カルバート	365.7	<u>543.8</u>	<u>0.67</u>																																																																						
通し番号	名称	揚圧力	浮き上がり 抵抗力	浮き上がり 評価照査値																																																																						
3	1号炉放水路	<u>1,830.1</u>	<u>1,381.4</u>	<u>1.32</u>																																																																						
6	貯油槽トレンチ	33.3	<u>54.0</u>	<u>0.62</u>																																																																						
7	1号炉OFケーブルダクト	<u>224.5</u>	<u>150.2</u>	<u>1.49</u>																																																																						
32	CVケーブルダクト	378.5	<u>386.9</u>	<u>0.98</u>																																																																						
37	連絡配管ダクトA	365.7	<u>568.8</u>	<u>0.64</u>																																																																						
54	電路カルバート	365.7	<u>553.5</u>	<u>0.66</u>																																																																						
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-212	同上																																																																							
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-150	第6-42図について、アクセスルート線形変更に伴い、浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。																																																																							
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-213	同上																																																																							
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-152, 153	以下の記載を修正しました。 ・条件②の見直し(浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む) ・条件④の追加 ・アクセスルート線形変更に伴い、損壊評価箇所及び箇所番号の見直し ・評価結果の見直し																																																																							

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-214, 215	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-154, 155	第6-18表について、鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む）の断面図を追加しました。	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-216, 217	同上	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-156	第6-44図について、アクセスルート線形変更に伴い、損壊評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-218	同上	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-157, 159, 162~163, 181~258 1.0.2-別紙33-1 1.0.2-別紙34-3	以下の記載に関して、他条文と整合を図り適正化を図りました。（下線部参照） 具体的には、有効性評価において、重要事故シーケンス、評価事故シーケンス及び想定事故を総称して「重要事故シーケンス等」と整理していることから、記載表現について有効性評価との整合を図りました。また、資料内で「重要事故シーケンス」、「事故シーケンス」のように記載表現にバラつきがあったことから「重要事故シーケンス等」に記載表現を統一しました。 (旧) 重要事故シーケンス (新) 重要事故シーケンス等 (旧) 事故シーケンス (新) 重要事故シーケンス等 (旧) シーケンス (新) 重要事故シーケンス等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-224, 228, 231, 234, 252～329 1.0.2-別紙33-1 1.0.2-別紙34-6	同上	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-163	以下の記載に関して、脱字箇所 の 適正化を図りました。(下線部参照) (旧) また、アクセスルートが通行不可となる常設物及び仮置物については (新) また、アクセスルートが通行不可となる常設物及び仮置物については	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-233	同上	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-165～180	第7-1表 「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」「対応手順」欄に設計基準拡張の対応手順の追加及び、「屋内現場操作」欄に手順を追記したことに伴い、表のページが増加したことから、当該表の名称に記載している(○/14)を(○/16)に変更し、各表の(○/16)の附番についても適正化を図りました。	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-236～251	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-165	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」対応手順欄の「屋内現場操作」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (45条において、「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」時の「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから、アクセスルートを追加しました。) (旧) 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン動補助給水ポンプ起動準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→[4-1]→(4)階段H(4)→[4-2]→[4-3]→(4)階段H(6)→(6)階段E(8)→[8-1]→[8-3]→(8)階段O(7)→[7-1]→(7)階段O(8)→[8-3]】 (新) 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン動補助給水ポンプ起動準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作、蒸気発生器水位調整 【中央制御室→(6)階段H(4)→[4-1]→(4)階段H(4)→[4-2]→[4-3]→(4)階段H(6)→(6)階段E(8)→[8-1]→[8-3]→(8)階段O(7)→[7-1]→(7)階段O(8)→[8-3]→(8)階段U(7)→[7-12]→(7)階段U(8)→(8)階段N(7)→[7-13]→(7)階段N(8)→(8)階段O(7)→[7-14]】	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-236	同上	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-165	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」対応手順欄の「屋内現場操作」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (45条において、「タービン動補助給水ポンプの機能回復」時の「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから、常設直流電源系統が健全な場合と喪失した場合で場合分けを行ってアクセスルートを追加しました。) (旧) 開操作、A-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 ~略~ (新) ・常設直流電源系統が健全な場合 開操作、A-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 ~略~ ・常設直流電源系統が喪失した場合 開操作、A-主蒸気逃がし弁全開、蒸気発生器水位調整 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]→(3)階段R(4)→(4)階段H(6)→(6)階段E(8)→(8)階段U(7)→[7-12]→(7)階段U(8)→(8)階段N(7)→[7-13]→(7)階段N(8)→(8)階段O(7)→[7-14]】 ~略~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-236	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-168	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」対応手順欄の「屋内現場操作」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]】 (新) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(8)→(8)階段A(10)→(10)階段D(11)→[11-7]】	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-239	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-168	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)※2」対応手順欄の「屋内現場操作」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]】 (新) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(8)→(8)階段A(10)→(10)階段D(11)→[11-7]】	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-239	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-176	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」対応手順欄の「屋内現場操作」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。 A 後備蓄電池給電確認 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-28]】	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-247	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-177	第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」の「屋内現場操作」欄に関して、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-47]→[⑧-46]→[⑧-49]→[⑧-28]】 ～略～ (新) 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-47]→[⑧-46]→[⑧-49]→[⑧-41]】	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-248	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-178	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内現場操作」欄に関して、以下の記載を修正し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-54]→[⑧-55]→[⑧-62]】 代替非常用発電機起動, 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 代替非常用発電機起動, 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-249	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-178	他条文と整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内現場操作」欄に関して、以下の記載を修正し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-54]→[⑧-55]→[⑧-62]】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-249	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-178	第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内現場操作」欄に関して、以下の誤記を修正しました。 (下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-43]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G④)→[④-44]→[④-47]→[④-48]→(④階段G⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]】 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-45]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G④)→[④-46]→[④-47]→[④-48]→(④階段G⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-249	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-178	第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順 「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内現場操作」欄に関して、以下の誤記を修正しました。 (下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ～略～ ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-43]→(4)階段B(3)→[3-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(6)→[6-24]→[6-26]→[6-25]→(6)階段B(4)→[4-44]→[4-47]→[4-48]】 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ～略～ ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-45]→(4)階段B(3)→[3-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(6)→[6-24]→[6-26]→[6-25]→(6)階段B(4)→[4-46]→[4-47]→[4-48]】	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-249	同上	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-180	他条文との整合を図り、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「対応手順」欄、「該当条文」欄、「屋内現場操作」欄、「資機材の転倒影響の有無」欄、「火災影響の有無」欄及び「溢水影響の有無」欄に以下の記載を追加し適正化を図りました。 「対応手順」欄：発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 「該当条文」欄：1.19 「屋内現場操作」欄 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱(T.P.17.8m)を使用する場合 【中央制御室→[6-33]→[6-34]→各操作場所】 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱(T.P.10.3m)を使用する場合 【中央制御室→[6-33]→[6-34]→(6)階段A(8)→[8-56]→各操作場所】 「資機材の転倒影響の有無」欄：無 「火災影響の有無」欄：無 「溢水影響の有無」欄：有	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-251	同上	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-181, 186~189, 192~198, 201~203, 212~216, 218~255	第7-2表『「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表』の『「重大事故等対策の有効性評価」重要事故シーケンス等』欄、第7-1~15図の図の名称及び第7-3表 「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の「重要事故シーケンス等」欄に関して、事故シーケンス名及び想定事故における事故名称を追記することで適正化を図りました。	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-252, 257~260, 263~269, 272~274, 283~287, 289~326	同上	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-181	第7-2表『「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表』のうち「原子炉停止機能喪失」を重要事故シーケンス単位に分割して記載したことから、 『「重大事故等対策の有効性評価」重要事故シーケンス等』欄、「図番号」欄に以下を追加し、第7-2表の「No.」欄の附番の適正化を図りました。 『「重大事故等対策の有効性評価」重要事故シーケンス等』欄 ・原子炉停止機能喪失 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 「図番号」欄 ・-	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-252	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-204	第7-3表 「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」について、事故シーケンス名及び想定事故における事故名称の追記に伴い、作業内容「2次冷却系強制冷却操作・主蒸気逃がし弁開操作」に係る記載を前ページから当該ページに移動したことから、制限時間欄の※書きの附番に関して適正化を図りました。	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-275	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-203～255	第7-3表 「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」 事故シーケンス名及び想定事故における事故名称を追記に伴い、表のページが増加したことから、当該表の名称に記載している(○/51)を(○/53)に変更し、各表の(○/53)の附番についても適正化を図りました。	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-274～326	同上	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-216	第7-3表 「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の「重要事故シーケンス等」欄に「原子炉停止機能喪失 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故」を追加し、各項目欄に「-」を追記して適正化を図りました。	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-287	同上	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙1-1	防潮堤高さ変更に伴い、以下の記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧)・施設護岸にT.P.16.5mの防潮堤を設置することにより、・・・ (新)・施設護岸にT.P.19.0mの防潮堤を設置することにより、・・・	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙1-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.11.1)	1.0.2-別紙1-4	原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋の耐震評価方針の明確化に伴い、以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧)・周辺構造物 ^{※1} については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図参照) ※1：耐震評価対象の周辺構造物 (新)・周辺構造物 ^{※1} については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。なお、周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、落橋により要員の通行及び人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物 ^{※2} の配置を第4図に示す。 ※1：原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※2：耐震評価対象の周辺構造物 6月末一括提出時に上記、修正を行いました。が栈橋の評価方針を耐震評価から波及的影響評価に変更したことに伴い、以下の記載を削除し、適正化しました。 なお、周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、落橋により要員の通行及び人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物 ^{※2} の配置を第4図に示す。 ※1：原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9-r.10.1)	1.0.2-別紙1-4	同上	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.11.1)	1.0.2-別紙1-4,5	※1：耐震評価対象の周辺構造物について、以下の構造物は4条で波及的影響評価を実施すると整理したため、削除しました。これに伴い、第4図からも削除しました。 ・定検機材倉庫 ・原子炉補助建屋栈橋 ・原子炉建屋栈橋	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9-r.10.1)	1.0.2-別紙1-4,5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙1-5,6	段差対策箇所を追而内容を解消しました。	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙1-6	同上	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙2-8	第8図(1/2)について、可搬型大型送水ポンプ車を3号炉取水ビットスクリーン室外に配置することとしたため、「※：配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有」の記載を削除しました。	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙2-11	同上	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙2-10	防潮堤高さ変更に伴い、以下の記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧)①・・・その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端 (T.P. <u>16.5m</u>) まで運搬する。 (新)①・・・その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端 (T.P. <u>19.0m</u>) まで運搬する。	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙2-17	同上	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙2-11,12	防潮堤高さ変更に伴い、防潮堤を越える箇所(可搬型ホース(300A)を敷設する場合)の手順を変更しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙2-17.18	同上	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙3-5	第2図について、「海水取水箇所（3号炉取水ビットスクリーン室）」の注釈を追加しました。	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙3-4	同上	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙3-6～9	第3図について、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水を3号炉取水ビットスクリーン室外に配置することとしたため、「※：配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有」の記載を削除しました。	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙3-5～8	同上	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙4-6, 7, 8, 9, 10, 11	地滑り影響評価結果及び除灰時間に係る評価を反映しました。（地滑り影響評価及び降灰除去時間に関する追完箇所を解除しました。）	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙4-5, 6, 7, 8, 9, 10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙5-4	緊急時対策所横に燃料タンク (SA) を追加しアクセスルート (車両・要員) が延長になったことに伴い、除雪距離が変更となったことから、第1表に反映した。 これに伴い、下記のとおり災害対策要員①による除雪時間が変更となった。(下線部参照) (旧) 135分 (新) 139分	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙5-5	同上	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙5-4	原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴う屋外のアクセスルート変更によって、除雪距離が変更となったことから、第2表に反映した。 これに伴い、下記のとおり災害対策要員②による除雪時間が変更となった。(下線部参照) (旧) 123分 (新) 124分	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙5-5	同上	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙5-5	以下のとおり、記載を修正しました。(下線部参照) (旧) なお、 <u>火山影響評価の検討状況によって、変更となる可能性がある。</u> (新) なお、 <u>条件については第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)) を踏まえて設定しているが、今後の地震津波側の審査進捗により、変更となる場合がある。</u>	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙5-9	同上	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙5-5, 6, 7	第6条「外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)」の降下火砕物の層厚及び密度を反映し、除灰時間を評価した結果を資料に反映した。 その後、原子炉補機冷却水系の接続口の設置位置変更に伴う屋外のアクセスルート変更によって、除灰距離が変更となったことから、第4表に反映した。 これに伴い、下記のとおり災害対策要員②による除灰時間が変更となった。(下線部参照) (旧) 353分 (新) 355分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙5-9, 10, 11	同上	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙5-10	以下のとおり、相違理由欄の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除雪時間を評価。 (新)・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除灰時間を評価。	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙6-2, 3	雨水流入量と排水可能流量に係る評価を反映し、追而を解除しました。(第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の反映)	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙6-2, 4	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-2	以下について記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 又は基準地震動で倒壊しないことを確認するもの (新) 又は基準地震動で倒壊・落橋しないことを確認するもの	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-12	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-6	以下について記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) CV ケーブルダクト排気塔 (2号側) (新) CV ケーブルダクト排気塔 (2号炉側)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-16	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-7～9	第2表について、以下を修正しました。 ・展望台撤去に伴い、削除 ・固体廃棄物運搬車庫撤去に伴い、削除 ・上記により、管理番号を修正	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-17～19	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-7	第2表について、3号炉放水ピットの位置付けがSクラス施設に整理されたことに伴い、管理番号60の構造物について上位クラスへの波及的影響の観点から設備対応を行うこととしたため、名称及び高さ(m)を修正しました。(下線部参照) (旧) Eダクト排気塔 3.50 (新) Eダクト排気口 1.00	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-17	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-8	第2表について、管理番号94のNo.9アーケードの幅をアクセスルートに干渉しないよう減築するため、修正しました。 (旧) 28.20 (新) 23.20	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、管理番号117 茶津守衛所C立哨ボックスの入替を行ったため、寸法の適正化を図りました。 奥行き 幅 高さ (旧) 1.21 1.21 2.52 (新) 1.50 1.50 2.42	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-19	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、防潮堤高さ見直しに伴い、管理番号a 防潮堤の寸法の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 高さT.P. <u>16.5</u> m (新) 高さT.P. <u>19.0</u> m	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-19	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、原子炉建屋栈橋の寸法を修正しました。 (旧) 12.75 (新) 12.89	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-19	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-9	第2表について、総合管理事務所の付随設備更新に伴い、以下の構造物を設置することとしたため、追加しました。 ・機械室上屋-1 ・機械室上屋-2 ・機械室上屋-3	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-19	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-9	アクセスルートトンネルの設計進捗に伴い、総延長を修正しました。(下線部参照) (旧) 総延長244.9m (新) 総延長242.5m	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-19	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-10	第2表について、1号及び2号炉取水ビットスクリーン室防水壁の評価フロー欄の適正化を図りました。 (旧) ① (新) ③	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-20	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-11, 15, 16	第2表に以下の構造物を追加しました。また、第3-1, 2図に構造物損壊の影響範囲を追加しました。 ・通信鉄塔	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙9-20, 29, 30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-11, 12	第2表及び第3表について、5条の審査状況を踏まえ、3号炉放水ピットを追加しました。	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-20, 24	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-12	第3表について、以下の構造物は損壊した場合、アクセスルートに干渉しない構造物であったことから削除しました。 ・ 1, 2号炉循環水ポンプ建屋 ・ 1, 2号炉取水ピットスクリーン室防水壁	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-24	同上	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-12	第3表について、4条との整合のため、以下の構造物の耐震設計・評価方針分類を「耐震評価」から「波及的影響評価」に、評価結果を「※1」から「設工認」、条文要求欄を「○」に修正しました。 ・ 定検機材倉庫 ・ 原子炉建屋栈橋 ・ 原子炉補助建屋栈橋	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙9-13	第4表の耐震評価に関する記載を修正しました。 （旧）基準地震動による地震力によって、倒壊しない設計とする。 基準地震動を用いた地震応答解析に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 （新）基準地震動による地震力に対して、倒壊・落橋しない設計とする。 基準地震動による地震力に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 栈橋について、4条で波及的影響評価を行う整理としたことから、「耐震評価」の設計方針及び評価方針について適正化を図りました。（下線部参照） また、これに合わせて他の分類の評価方針及び注釈についても記載の適正化を図りました。 （旧）基準地震動による地震力に対して、倒壊・落橋しない設計とする。 基準地震動による地震力に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。 （新）基準地震動による地震力に対して、倒壊しない設計とする。 基準地震動を用いた地震応答解析等に基づき、せん断ひずみ、発生応力度等が許容限界を超えないことを確認する。	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙9-26	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙11-8	以下の記載に関して適正化を図りました。（下線部参照） （旧） <u>入力地震動は、解放基盤表面（T.P.2.3m）で定義される基準地震動を1次元波動論によって基礎底面レベルまで引き上げ、基礎固定レベルに直接入力する。成層地盤モデルは弾性とし、基礎底面位置までをモデル化する。</u> （新） <u>解放基盤表面で定義される基準地震動を基に、二次元動的FEM解析又は一次元波動論に基づく地震応答解析を行い、鉄塔本体の解析に用いる入力地震動を作成する。</u> （旧） 地震波を用いて2次元動的FEM時刻歴非線形解析を行い鉄塔基礎の応力解析に用いる地盤変位の算出を行う。 （新） 二次元動的FEM解析又は一次元波動論に基づく地震応答解析を行い鉄塔基礎の応力解析に用いる地盤変位の算出を行う。	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙11-22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙12-1～5	追而としていた別紙12「アクセスルートトンネルの耐震評価方針について」を作成しました。	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙12-1～5	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙12-1	アクセスルートトンネルの設計進捗に伴い、延長を修正しました。(下線部参照) (旧) 約250m (新) 約240m	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙12-1	同上	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙12-5	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) トンネル (新) <u>アクセスルートトンネル</u>	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙12-5	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙15-1	以下のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 大型航空機の衝突その他テロリズム (新) <u>大型航空機の衝突その他</u> のテロリズム	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙15-1	同上	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙15-2～9	第2図に関して、アクセスルート線形変更に伴い、地質構造表示範囲、アクセスルート下の地中埋設構造物等の位置及び箇所番号を修正しました。 また、凡例について以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)セメント改良土、下部コンクリート等 (新)セメント改良土、 <u>MMR</u>	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙15-2～9	同上	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙15-10, 11	追而としていた段差及び傾斜の評価について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえ、評価結果を反映しました。	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙15-10～12	同上	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙16-1	以下のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)主働崩壊角(1, 2号埋戻土: 63.75度, 3号埋戻土: 61.85度)度 (新)主働崩壊角(1, 2号埋戻土: 63.75度, 3号埋戻土: 61.85度)	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙16-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙16-2,3	敷設するH形鋼の仕様に関する評価について、評価値が最大となる評価車両及び検討結果を反映しました。(評価車両及び検討結果に関する追而箇所を解除しました。)	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙16-4,5	同上	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙17-4	第3表において、以下の本体油量について誤記があったことから、適正化を図りました。 ・1号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0 ・1号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0 ・2号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0 ・2号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙17-4	同上	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙17-8	第5表について、記載を適正化しました。(下線部参照) B+C-Aが4.0m未満の場合 (旧) 輻射強度 1.6kW/m ² の範囲がアクセスルートに干渉、道路幅4.0mが確保困難ため、迂回路を通行する (新) 輻射強度 1.6kW/m ² の範囲がアクセスルートに干渉、道路幅4.0mが確保困難なため、迂回路を通行する	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙17-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙17-9	第6表について、以下のとおり適正化を図りました。 ・3号炉補助ボイラー燃料タンク：道路線形見直しによる修正 ・その他：再計測による修正	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙17-8	同上	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙19-1	敷地浸水深0.10m及び排水可能時間約23分について資料中に反映しました。(敷地浸水深及び排水可能時間に関する追而箇所を解除しました。)	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙19-1	同上	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙19-2	第1表に各可搬型設備(車両)の機関排気口高さ、機関吸気口高さを反映しました(重機については最低地上高)。(敷地浸水深に関する追而箇所を解除した。)また、ホース延長・回収車(送水車用)を第1表に追加しました。	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙19-2	同上	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙22-9	6条(竜巻)のまとめ資料中において、段差復旧用の砕石の竜巻影響評価を実施している。当該資料中で、段差復旧用の砕石の配備場所や配備イメージについて記載を充実させたことから、アクセスルートまとめ資料においても同様に記載を充実させました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙22-10	同上	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙25-1	第1図について、「海水取水箇所（3号炉取水ビットスクリーン室）」の注釈を追加しました。	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙25-2	同上	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙27-2	以下の記載の適正化を図りました。（下線部参照） （旧）使用する場所にて、最寄りの通話設備ジャックに端末を接続する。通話連絡を必要とする場所が通話設備ジャックと遠い場合は、通話装置用ケーブルを用いて延長し、複数の端末を接続することで複数者の連絡を可能とする。 （新）使用する場所にて、最寄りの携行型通話装置ジャック箱に接続する。通話連絡を必要とする場所が携行型通話装置ジャック箱と遠い場合は、通話装置用ケーブルを用いて延長し、複数の端末を接続することで複数者の連絡を可能とする。	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙27-2	同上	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙28-2	第2,3図について、可搬型大型送水ポンプ車を3号炉取水ビットスクリーン室外に配置することとしたため、「※：配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有」の記載を削除しました。	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙28-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙29-2,3	沈下量に関する追而を解除しました。(1)a.,b.,第2図及び第3図)	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙29-2,3	同上	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-3~23	第1表 「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」 「対応手順」欄に設計基準拡張の対応手順の追加及び「屋内アクセスルート」欄の一部修正に伴い、表のページが増加したことから、当該表の名称に記載している(○/20)を(○/21)に変更し、各表の(○/21)の附番についても適正化を図りました。	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-4~24	同上	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-3	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」対応手順欄の「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (45条において、「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」時の「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから、アクセスルートを追加しました。) (旧) 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン動補助給水ポンプ起動準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作 【中央制御室→(⑥階段H④)→[④-1]→(④階段H④)→[④-2]→[④-3]→(④階段H⑥)→(⑥階段E⑧)→[⑧-1]→[⑧-3]→(⑧階段O⑦)→[⑦-1]→(⑦階段O⑧)→[⑧-3]】 (新) 系統構成、潤滑油供給器接続、タービン動補助給水ポンプ起動準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作、蒸気発生器水位調整 【中央制御室→(⑥階段H④)→[④-1]→(④階段H④)→[④-2]→[④-3]→(④階段H⑥)→(⑥階段E⑧)→[⑧-1]→[⑧-3]→(⑧階段O⑦)→[⑦-1]→(⑦階段O⑧)→[⑧-3]→(⑧階段U⑦)→[⑦-12]→(⑦階段U⑧)→(⑧階段N⑦)→[⑦-13]→(⑦階段N⑧)→(⑧階段O⑦)→[⑦-14]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-4	同上	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-3	他条文と整合を図り、第1表 「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄及び、「操作・作業場所」の「中央」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。（「重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順」を追加しました。） 「対応手順」欄：蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却 「中央」欄：○	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-4	同上	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-4	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」対応手順欄の「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。（下線部参照） （45条において、「タービン動補助給水ポンプの機能回復」時の「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから、常設直流電源系統が健全な場合と喪失した場合で場合分けを行ってアクセスルートを追加しました。） （旧） 開操作，A－主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 ～略～ （新） ・常設直流電源系統が健全な場合 開操作，A－主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 ～略～ ・常設直流電源系統が喪失した場合 開操作，A－主蒸気逃がし弁全開，蒸気発生器水位調整 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]→(3)階段R(4)→(4)階段H(6)→(6)階段E(8)→(8)階段U(7)→[7-12]→(7)階段U(8)→(8)階段N(7)→[7-13]→(7)階段N(8)→(8)階段O(7)→[7-14]】 ～略～	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-5	他条文と整合を図り、第1表 「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄及び、「操作・作業場所」の「中央」欄に以下の記載を追記し、適正化を図りました。（「重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順」を追加しました。） 「対応手順」欄：加圧器逃がし弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 「中央」欄：○	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙30-6	同上	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-7	他条文と整合を図り、第1表 「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄及び、「操作・作業場所」の「中央」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。（「重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順」を追加しました。） 「対応手順」欄：余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水 「中央」欄：○ 「対応手順」欄：余熱除去ポンプによる低圧再循環運転 「中央」欄：○ 「対応手順」欄：余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱 「中央」欄：○	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙30-8	同上	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-8	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水」対応手順欄の「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。（下線部参照） （旧） 系統構成、通水操作 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段I①)→[①-5]→[①-6]→(①階段I④)→(④階段A⑧)→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]】 （新） 系統構成、通水操作 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段I①)→[①-5]→[①-6]→(①階段I④)→(④階段A⑧)→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→(⑨階段E⑧)→(⑧階段A⑩)→(⑩階段D⑪)→[⑪-7]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-9	同上	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-8	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)※2」対応手順欄の「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]】 (新) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→[1-6]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(8)→(8)階段A(10)→(10)階段D(11)→[11-7]】	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-9	同上	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-8	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄及び、「操作・作業場所」の「中央」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(「重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順」を追加しました。) 「対応手順」欄：原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保 「中央」欄：○	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-9	同上	
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-9	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄及び、「操作・作業場所」の「中央」欄に以下の記載を追記しました。「重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順」を追加しました。 「対応手順」欄：格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 「中央」欄：○	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-10	同上	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-11	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の「対応手順」欄の「充てんポンプによる原子炉容器への注水」に関する記載を削除しました。(技能1.8の「充てんポンプによる原子炉容器への注水」において操作手順を「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」と同様と変更したことに伴い、技能1.4と同様であることから削除した。)	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-12	同上	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-16	他条文と整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」対応手順欄の「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。 A後備蓄電池給電確認 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-28]】	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-17	同上	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-18	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」の「屋内アクセスルート」欄に関して、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-47]→[⑧-46]→[⑧-49]→[⑧-28]】 ～略～ (新) 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-47]→[⑧-46]→[⑧-49]→[⑧-41]】	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-18	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」の「屋外アクセスルート」欄に関して、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 屋外A→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外E (新) 屋外A→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外D又は屋外E→屋外A又は屋外E	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-19	同上	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-19	他条文との整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内アクセスルート」欄に関して、以下の記載を修正し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-54]→[⑧-55]→[⑧-62]】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-19	他条文との整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内アクセスルート」欄に関して、以下の記載を修正し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-54]→[⑧-55]→[⑧-62]】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-19	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内アクセスルート」欄に関して、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-43]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G④)→[④-44]→[④-47]→[④-48]→(④階段G⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]】 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-45]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G④)→[④-46]→[④-47]→[④-48]→(④階段G⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]】	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-20	同上	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-19	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の「屋内アクセスルート」欄に関して、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ～略～ ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-43]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]→(⑥階段B④)→[④-44]→[④-47]→[④-48]】 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) ～略～ ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-45]→(④階段B③)→[③-22]→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-24]→[⑥-26]→[⑥-25]→(⑥階段B④)→[④-46]→[④-47]→[④-48]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-20	同上	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-23	他条文との整合を図り、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」対応手順欄「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」の「操作・作業場所」の「中央」欄、「屋内アクセスルート」欄に以下の記載を追加し適正化を図りました。 中央欄：○ 屋内アクセスルート欄 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱 (T.P. 17.8m) を使用する場合 【中央制御室→[⑥-33]→[⑥-34]→各操作場所】 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱 (T.P. 10.3m) を使用する場合 【中央制御室→[⑥-33]→[⑥-34]→(⑥階段A⑧)→[⑧-56]→各操作場所】	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-24	同上	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙30-30～31 別紙31-7～8 別紙33-13～14 別紙34-13～14	他条文と整合を図り、「補助給水ポンプ出口流量調節弁」を追加したことに伴い、屋内アクセスルート図の記載を追加しました。 (45条及び46条において、「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」等の場合における「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから、現場の操作場所を追加しました。)	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙30-31～32 別紙31-7～8 別紙33-14～15 別紙34-16～17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-38	他条文と整合を図り、第2表「操作対象機器及び操作項目一覧」の「対象場所」欄及び「操作対象機器及び操作項目」欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。 (45条及び46条において、「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」等の場合における「補助給水ポンプ出口流量調節弁」の操作場所を中央制御室操作から現場操作に変更したことから追記しました。) 「対象場所」欄：⑦-12 「操作対象機器及び操作項目」欄：・A-補助給水ポンプ出口流量調節弁 「対象場所」欄：⑦-13 「操作対象機器及び操作項目」欄：・B-補助給水ポンプ出口流量調節弁 「対象場所」欄：⑦-14 「操作対象機器及び操作項目」欄：・C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙30-39	同上	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙33-2	以下の記載について、記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については基準地震動にて耐震評価を実施し、～略～ (新) アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については、 <u>詳細設計段階において</u> 基準地震動にて耐震評価を実施し、～略～	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙33-3	同上	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1.0.2-別紙33-3～17	以下の記載について、記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する (新) <u>詳細設計段階において</u> 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1.0.2-別紙33-4～18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙33-3~6	第1表「アクセスルート近傍の回転機器リスト」のうち以下の列名称に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 設置名称 (新) 設備名称	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙33-4~7	同上	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙33-3~17	第1表、第2図の設備区分の以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) BCクラス (新) B、Cクラス	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙33-4~18	同上	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙33-6	第1表「アクセスルート近傍の回転機器リスト」の「設備名称」欄に記載している以下の名称の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料油移送ポンプ (新) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</u>	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙33-7	同上	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-2	第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フローの「地震時の溢水源の抽出」の枠内【溢水源となる設備】の設備例の記載に関して、第9条の審査状況を踏まえ、適正化を図りました。(下線部参照) (第9条において「ほう酸回収装置」の対策を実施して溢水源から除外する方針としたことによる記載変更) (旧) <u>ほう酸回収装置</u> (新) <u>セメント固化装置</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-4	同上	
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-3	第1表 有効性評価及び技術的能力手順の「アクセスルートエリアの重要事故シーケンス等」欄に関して、事故シーケンス名及び想定事故における事故名称を追記することで適正化を図りました。	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-6	同上	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-3	「原子炉停止機能喪失」を重要事故シーケンス単位に分割して記載したことから、「重要事故シーケンス等」欄、「作業番号」欄に以下を追加し、附番の適正化を図りました。 「重要事故シーケンス等」欄：原子炉停止機能喪失 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故 「作業番号」欄：-	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-6	同上	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-4	第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位のT.P. 2. 3m欄の原子炉建屋(非管理区域)の列の記載に関して、溢水源である薬液混合タンクからアクセスルートエリアへの流入はないことから以下の記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 約 <u>1 cm</u> (新) <u>溢水なし</u>	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-4~9, 14, 17	以下の追而の記載内容を修正又は追記し、追而の範囲を修正しました。(下線部参照) (旧) 上記の破線囲部分は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。 (新) 上記の破線囲部分は、第9条における使用済燃料ピットのスロッシング評価を踏まえて反映するため。	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-7~12, 17, 20	同上	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-5, 10~13, 15~16, 18~22	第9条「溢水による損傷の防止等」に関する追而箇所を解除しました。	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-8, 13~16, 18~19, 21~25	同上	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-6	第3-2表 「アクセスルートの溢水源(原子炉建屋(非管理区域))」の溢水水位欄に関して、記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 約 1 (新) ー ^{※2} また、以下の※書きを追加しました。 ※2: 当該フロアの溢水源だが、アクセスルートエリアへの流入はないことから「ー」とした	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-9	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-7	第3-3表 アクセスルートの溢水源(原子炉補助建屋(管理区域))(1/2)の温度欄の以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 約20~90 ^{※3} (新) 約20~約90 ^{※3}	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-10	同上	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-16	第3-8図「アクセスルートへの溢水影響範囲」のうち原子炉建屋（非管理区域）T. P. 2. 3mの溢水水位と堰高さを比較している表について以下のとおり記載の適正化を図りました。（下線部参照） (旧) 床開口部 ①堰高さ ②暫定水位 アクセスルートエリアの溢水水位 なし - 約1cm 約1cm (新) アクセスルートエリアへの溢水流入なし	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-19	同上	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-18	以下の記載について、記載の適正化を図りました。（下線部参照） (旧) 放射性物質を内包する溢水源の中で、 <u>漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は</u> 「使用済燃料ピットスロッシング」、 <u>「セメント固化装置」</u> 、「ガス圧縮装置」及び「 <u>廃ガス除湿装置</u> 」である。 (新) 放射性物質を内包する溢水源は、「 <u>使用済燃料ピットスロッシング</u> 」、「 <u>セメント固化装置</u> 」、「 <u>酸液ドレンタンク</u> 」、「 <u>ガス圧縮装置</u> 」及び「 <u>廃ガス除湿装置</u> 」である。	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙34-22	相違理由欄について、記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 【女川及び島根】評価方針の相違 ・泊は、 <u>環境線量率が厳しくなる機器が複数あるため、放射性物質を含む溢水が最地下階にすべて滞留した場合を想定して評価した。</u> (新) 【女川】評価方法の相違 ・泊は、 <u>放射性物質を内包する溢水源が複数あるため、最地下階にすべて滞留した場合を想定して評価した。</u> 【島根】評価方法の相違 ・島根は第9条での評価結果を記載しているが、泊は第9条とアクセスルートで通行するエリアが異なることから、アクセスルートとして線量率が厳しくなるエリアの評価を行っている。	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙37-2, 3, 4	第1, 2, 3図について、「海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）」の注釈を追加し、内容の充実を図りました。	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙37-2, 5, 6	同上	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-別紙38-12	第5表の以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 約3.8 (新) 約7.6	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-別紙38-15	同上	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足3-2, 3	第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」に関する追而箇所を解除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足3-3,4	同上	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足3-4~10	第9条「溢水による損傷の防止等」に関する追而箇所を解除しました。	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足3-5~11	同上	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足3-5	防潮堤高さ変更に伴い、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。敷地モデルには保守性を考慮し、防潮堤の厚さを敷地側に2倍拡幅(循環水ポンプ建屋南側は1.5倍拡幅)させ、実際よりも滞留面積が小さくなるよう設定した。 (新) 解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。敷地モデルには保守性を考慮し、防潮堤の厚さを敷地側に1.2m拡幅(循環水ポンプ建屋南側は3.5m拡幅)させ、実際よりも滞留面積が小さくなるよう設定した。	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足3-6	同上	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足5-2	以下のとおり、誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 3速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から33.2km/hであることを確認した。 (新) 3速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から32.2km/hであることを確認した。	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足5-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足6-2	第1図について、「海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）」の注釈を追加しました。	
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足6-1	同上	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足7-4	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイ（第1図）及び可搬型タンクローリーによる給油が （新）なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車による注水（第1図）及び可搬型タンクローリーによる給油が	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足7-5	同上	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足7-15, 16	第4,5図について、「海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）」の注釈を追加しました。	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足7-17	同上	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足8-2	構内排水設備の配置を反映し、第1図の追而を解除しました。（第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の修正に伴う反映）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-補足8-1	同上	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-補足10-10	第8図について、「海水取水箇所（3号炉取水ビットスクリーン室）」の注釈を追加しました。	
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-補足10-13	同上	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-補足11-8	『第6図 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の作業と所要時間（大破断 LOCA 時に低圧注入機能，高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故）（抜粋）』に関して，まとめ資料と整合を図り，適正化を図りました。	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-補足13-4	第7図について，可搬型設備移動ルート，ホース敷設ルートの3号炉原子炉建屋東側のルートに誤りがあったため，適正化しました。	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10. 1)	1. 0. 2-補足13-4	同上	
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11. 1)	1. 0. 2-補足21-4, 6, 9, 10, 12, 14, 16, 17	サブルートの変更により，ホースの必要長さを適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足21-4, 7, 10, 11, 12, 13, 15, 19, 20	同上	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足21-5, 8, 11, 14, 15, 17	第1～6図について、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車を3号炉取水ピットスクリーン室外に配置することとしたため、「※：配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有」の記載を削除しました。	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足21-6, 9, 12, 15, 18, 20	同上	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足23-1	第1表及び第1図について、アクセスルートトンネルの設計進捗に伴い、トンネル長を修正しました。(下線部参照) (旧) 約250m (新) 約240m	
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足23-1	同上	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足25-1	「2. 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設作業(自主手順)の変更について」の追加により以下の記載を修正、追加しました。 タイトルの修正 (旧) 第1149 回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について (新) 第1149 回審査会合(令和5年5月25日)からの主要な変更点について 以下は記載の追加 第1149 回審査会合(令和5年5月25日)からの主な変更点を以下に示す。 1. 原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置変更	
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足25-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 11.1)	1.0.2-補足25-4~5	「2. 防潮堤を越える箇所における可搬型ホース (300A) の吊り上げ作業 (自主手順の変更)」について記載を追加しました。	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 10.1)	1.0.2-補足25-5,6	同上	